

# 用語解説



## 用語解説

## あ行

IADL (手段的日常生活活動)	手段的日常生活活動 (IADL) とは、家事・調理・買い物・金銭管理など、日常生活を送る上での応用的な動作・活動をいいます。
ICT	ICTは「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のことです。
アドバンス・ケア・プランニング (ACP)	アドバンス・ケア・プランニング (ACP) とは、将来、病気になったり介護が必要になった時に備えて、自分の希望や想いを、家族や大切な人、医療・介護従事者とともに話し合っておくことです。
イキイキとまちゃん体操	高知県高知市発祥の『いきいき百歳体操』をモデルにしており、本市ではイメージキャラクター“とまちゃん”の名称を冠し、『イキイキとまちゃん体操』として2017年から普及を開始しました。自治会や更生保護女性会、地域交流サロンや老人クラブなどにおいて、地域住民が主体的に取り組んでいます。手首や足首におもりをつけて筋力運動を行うことで、高い介護予防効果が期待出来ます。
一般介護予防事業	一般介護予防事業とは、市区町村が住民の互助や民間サービスと連携し、高齢者の生活機能の改善や生きがい作りを重視した介護予防を推進するための事業のことです。
ADL (日常生活活動)	日常生活活動 (ADL) とは、日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、歩行・移乗 (ベッドから車いすに乗り移る動作等)・移動・食事・更衣・排泄・入浴・身だしなみを整えるなどの動作・活動のことをいいます。
エンディングノート	やがて訪れる人生のエンディングに備えて、自分の希望や意思など、身近な人に伝えておくべきことを書き遺すためのノートです。テーマに沿って書き進めることで、自分を見つめなおし整理することが出来ます。
オレンジカフェ	オレンジカフェとは、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のことです。

## か行

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	総合事業※とは、 <b>地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもので、介護予防・生活支援サービス事業※と一般介護予防事業※に大別されます。</b>
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・生活支援サービス事業とは、①要支援認定を受けた人に対する訪問介護・通所介護サービスと、②介護予防や生活支援を必要とする高齢者のための訪問型と通所型のサービスのことです。
科学的介護情報システム (LIFE)	国は、ケアプラン※及び個別援助計画※の質の向上、多職種連携の機能強化を図るために、各専門職のアセスメント情報を統合するための仕組みを構築しています。これを科学的介護情報システム (LIFE) と言います。
きたもとごちゃまぜの会	子ども・子育て世帯、障害者、生活困窮者、高齢者の生活を支えるために活動している様々な団体や地域貢献したい住民などをつないで、個人や家庭、地域の困りごとや課題を解決することを目的に、北本市社会福祉協議会が中心となって行っている地域活動のことです。
協議体	ここでいう協議体とは、生活支援体制整備事業※における生活支援コーディネーター※と様々な事業主体間の定期的な情報共有及び連携強化の場を指します。市全域の課題を考える第1層協議体、市内8地域ごとの課題を考える第2層協議体で構成されています。

ケア職	ここでいうケア職とは、介護が必要な要支援・要介護者に対して介助を行う専門職のことでです。
ケアプラン	要支援・要介護認定を受けた1人1人に合わせて、どのような介護保険サービスをどのくらい利用するかを決めた計画書のことでです。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	介護サービスを利用する方の相談・窓口役で、要介護認定の申請代行や、ケアプラン※の作成、介護サービス事業者との連絡調整、サービスの再評価とサービス計画の練り直しなどを行う人のことでです。
高次脳機能障害	病気やけがによって脳に損傷を負うことで、記憶や注意を払うことなどに脳機能の障害が出て、日常生活や社会生活に支障が生じる状態のことでです。
KPI (重要業績評価指標)	目標を達成するための取組の推進状況を測定するための指標です。
個別援助計画	ケアマネジャー※が策定するケアプラン※に位置付けられた介護サービス事業者(訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションなど)が策定する個々のサービス計画書のことでです。
<b>さ行</b>	
サルコペニア	サルコペニアとは、加齢に伴う筋肉量の減少および筋力の低下のことでです。歩く、立ち上がるなどの日常生活の基本動作に支障(歩行速度低下など)が生じます。また、介護が必要になるリスクが高まり転倒しやすくなり、各種疾患の重症化や余命にも影響すると言われています。
重層的支援体制整備事業	重層的支援体制整備事業では、制度の縦割りを解消し、相談支援体制を整備し、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくり事業に、市全体で取り組むため、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施することとしています。
生活支援コーディネーター	生活支援体制整備事業※における生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)とは、サービスの創出や担い手の養成、高齢者(担い手)の活動場所等の資源開発、関係者間のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービスのマッチング等の役割を有する地域づくりの調整役のことでです。
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業とは、日常生活の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、様々な事業主体が連携し、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくものです。
総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業のこと。内容に関しては、用語解説の「介護予防・日常生活支援総合事業」を参照ください。
<b>た行</b>	
地域ケア会議	地域ケア会議とは、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャー※の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるために、市町村や地域包括支援センターが主体となって行う事例検討会のことでです。
地域ケア推進会議	地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行う場として設置された会議のことでです。
地域密着型サービス	高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される必要があるとして位置づけられたサービスのことでです。
チームオレンジ	認知症サポーター※等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みのことでです。
<b>な行</b>	

認知症ケアパス	認知症ケアパスとは、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもののことです。
認知症高齢者の日常生活自立度	認知症高齢者の日常生活自立度とは、認知症による判断力・思考力の低下に伴う日常生活への影響度を評価するもので、ランクⅠからⅤまで5ランク（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）があります。このうち、ランクⅡとは、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」です。
認知症サポーター	認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。
認知症初期集中支援チーム	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる専門職チームのことです。
認知症地域支援推進員	認知症地域支援推進員とは、認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う人のことです。
<b>は行</b>	
PDCA サイクル	Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）Act（改善）のサイクルを通じて、目標の達成に向けて効果的に業務を推進していくための管理手法のことです。
フレイル	フレイルとは「加齢や疾患に伴う身体機能や精神機能の低下、社会的な関わりの減少などにより、心身の虚弱が出現した状態ですが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされています。フレイルは、健康な状態と介護状態の中間に位置し、多くの方は、フレイルを経て要介護状態へと進むと考えられています。フレイルに早く気づき、正しく介入（治療や予防）することが大切です。
ポピュレーションアプローチ	病気の予防や転倒などのリスクの軽減を図るために、集団全体に対して健康管理を指導するアプローチのことです。
<b>ら行</b>	
ロコモティブシンドローム	ロコモティブシンドローム（ロコモ）とは、骨や関節など体を動かす仕組み（運動器）の障害のために立ったり歩いたりするための身体能力（移動機能）が低下した状態のことです。ロコモが進行すると、将来介護が必要になるリスクが高くなります。



# 資料編

---





## 1 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定委員会審議内容

回	開催日	審議内容
第1回	令和5年 7月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 北本市介護保険事業の現状と課題</li> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画の振り返りと次期計画の基本方針（案）について</li> <li>➤ 計画策定スケジュール</li> </ul>
第2回	令和5年 8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画の重点課題について</li> <li>➤ 計画における施策と事業について</li> <li>➤ 計画における介護保険事業量の暫定見込みについて</li> </ul>
第3回	令和5年 10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画の重点課題について</li> <li>➤ 計画における施策と事業について</li> <li>➤ 計画における介護保険事業量の暫定見込みについて</li> </ul>
第4回	令和6年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ パブリック・コメント手続の結果について</li> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画（案）について</li> </ul>

## 2 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定幹事会審議内容

回	開催日	審議内容
第1回	令和5年 3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 北本市における高齢者・介護保険の現況</li> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画に関する国の動向</li> <li>➤ 計画策定スケジュール</li> </ul>
第2回	令和5年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 効果的な計画を策定するための考え方について</li> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画の振り返りについて</li> <li>➤ グループワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ1 互いに支えあう地域づくりの推進</li> <li>テーマ2 多様なサービスの充実</li> </ul> </li> </ul>
第3回	令和5年 8月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画の重点課題について</li> <li>➤ 計画における施策と事業について</li> <li>➤ 計画における介護保険事業量の暫定見込みについて</li> </ul>
第4回	令和5年 9月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画の重点課題について</li> <li>➤ 計画における施策と事業について</li> <li>➤ 計画における介護保険事業量の暫定見込みについて</li> </ul>
第5回	令和5年 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ パブリック・コメント手続の結果について</li> <li>➤ 北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画（案）について</li> </ul>

## 3 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定委員会名簿

区分	氏名	所属団体等
(1) 介護・福祉関係者	鈴木 洋行	社会福祉法人北本市社会福祉協議会
(1) 介護・福祉関係者	川島 裕代	北本市民生委員・児童委員協議会
(1) 介護・福祉関係者	関口 明	公益社団法人北本市シルバー人材センター
(1) 介護・福祉関係者	遠井 美智子	社会福祉法人徳慈会 特別養護老人ホームさくら苑
(1) 介護・福祉関係者	清宮 尚也	定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア
(1) 介護・福祉関係者	吉岡 敬太	北本市介護支援専門員の会
(1) 介護・福祉関係者	近藤 洋子	北本市地域包括支援センター東センター
(2) 医療関係者	中村 聡明	一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会
(2) 医療関係者	若山 銀一郎	一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会
(2) 医療関係者	田中 宏幸	北本市薬剤師会
(2) 医療関係者	小林 美雪	桶川北本伊奈地区在宅医療連携センター
(3) 地域団体関係者	小川 晃	北本市自治会連合会
(3) 地域団体関係者	佐藤 佐	北本市老人クラブ連合会
(4) 公募による市民	奥山 美穂	公募の市民
(4) 公募による市民	新井 めぐみ	公募の市民

## 4 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定幹事会名簿

(～R5.3.31)

氏名	所属	役職
古海 史予	健康推進部	部長
吉田 美佐男	福祉部 共生福祉課	課長
高橋 良輔	行政経営部 行政経営課 企画調整担当	主幹
大澤 英雅	総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当	主幹
新井 健司	市民経済部 暮らし安全課 危機管理・消防防災担当	主幹
松村 紀久子	福祉部 障がい福祉課 相談支援担当	主幹
鈴木 友恵	健康推進部 健康づくり課 健康増進担当	主幹
小川 純子	健康推進部 保険年金課 後期高齢者医療担当	主幹
山田 聡	都市整備部 都市計画政策課 営繕・住宅担当	副課長
藤原 雅臣	教育部 生涯学習課 生涯学習担当	主幹

(R5.4.1～)

氏名	所属	役職
小池 智子	健康推進部	部長
吉田 美佐男	福祉部 共生福祉課	課長
高橋 弘	政策推進部 政策推進課 政策推進担当	主幹
大澤 英雅	総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当	主幹
新井 健司	市民経済部 暮らし安全課 危機管理・消防防災担当	主幹
松村 紀久子	福祉部 障がい福祉課 相談支援担当	主幹
鈴木 友恵	健康推進部 健康づくり課 健康増進担当	主幹
加藤 朱美	健康推進部 保険年金課 後期高齢者医療担当	主幹
山田 聡	都市整備部 都市計画政策課 営繕・住宅担当	副課長
藤原 雅臣	教育部 生涯学習課 生涯学習担当	主席主幹

## (R5.7.1～)

氏名	所属	役職
小池 智子	健康推進部	部長
吉田 美佐男	福祉部 共生福祉課	課長
高橋 弘	政策推進部 政策推進課 政策推進担当	主幹
木村 祐紀子	総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当	主査
新井 健司	市民経済部 暮らし安全課 危機管理・消防防災担当	主幹
松村 紀久子	福祉部 障がい福祉課 相談支援担当	主幹
鈴木 友恵	健康推進部 健康づくり課 健康増進担当	主幹
加藤 朱美	健康推進部 保険年金課 後期高齢者医療担当	主幹
山田 聡	都市整備部 都市計画政策課 営繕・住宅担当	副課長
藤原 雅臣	教育部 生涯学習課 生涯学習担当	主席主幹

## (R5.10.1～)

氏名	所属	役職
小池 智子	健康推進部	部長
吉田 美佐男	福祉部 共生福祉課	課長
高橋 弘	政策推進部 政策推進課 政策推進担当	主幹
木村 祐紀子	総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当	主査
新井 健司	市民経済部 暮らし安全課 危機管理・消防防災担当	主幹
松村 紀久子	福祉部 障がい福祉課 相談支援担当	主幹
横森 正昭	健康推進部 健康づくり課 健康増進担当	主幹
加藤 朱美	健康推進部 保険年金課 後期高齢者医療担当	主幹
山田 聡	都市整備部 都市計画政策課 営繕・住宅担当	副課長
藤原 雅臣	教育部 生涯学習課 生涯学習担当	主席主幹

## 5 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定委員会設置規程

### 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定委員会設置規程

#### (設置)

第1条 北本市高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画をいう。）及び北本市介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）の策定に関する事項を協議するため、北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護・福祉関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 公募の市民

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長の職務)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和5年3月20日（決裁日）から施行する。

## 6 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定幹事会設置規程

### 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画策定幹事会設置規程

#### (設置)

第1条 北本市高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画をいう。）及び北本市介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）の策定に当たり、北本市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究すること。
- (2) 計画策定の原案に関すること。
- (3) その他計画策定に必要と認められる事項に関すること。

#### (組織)

第3条 幹事会は、幹事10人以下で組織する。

- 2 幹事は、別表のとおり任命する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は健康推進部長の職にある者をもって充て、副幹事長は幹事長が指名する。

#### (任期)

第4条 幹事の任期は、任命の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (幹事長及び副幹事長の職務)

第5条 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、幹事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の関係職員を出席させ、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。



## (庶務)

第7条 幹事会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規程は、令和5年2月15日から施行する。

(機構改革に伴う読み替え)

2 施行の日から令和5年3月31日までの間は、別表(第3条関係)中「政策推進部 政策推進課 政策推進担当」とあるのは、「行政経営部 行政経営課 企画調整担当」と読み替えるものとする。

## 別表(第3条関係)

	所属	役職
1	政策推進部 政策推進課 政策推進担当	グループリーダー
2	総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当	グループリーダー
3	市民経済部 暮らし安全課 危機管理・消防防災担当	グループリーダー
4	福祉部 共生福祉課	課長
5	福祉部 障がい福祉課 相談支援担当	グループリーダー
6	健康推進部	部長
7	健康推進部 健康づくり課 健康増進担当	グループリーダー
8	健康推進部 保険年金課 後期高齢者医療担当	グループリーダー
9	都市整備部 都市計画政策課 営繕・住宅担当	グループリーダー
10	教育部 生涯学習課 生涯学習担当	グループリーダー

## 北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画

---

発行年月 令和6年3月

発行 北本市

編集 健康推進部高齢介護課

住所 〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

電話 048-591-1111(代表)

F A X 048-593-2862

---

